

第四次秋田県特別支援教育総合整備計画 (案)

令和5年度～令和9年度

自立と社会参加

～一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実～



令和4年12月

秋田県教育委員会

※表紙及び資料 2 の写真は、特別支援学校の学習風景

※第 2 章及び第 3 章の写真は、第 20 回 秋田県特別支援学校文化祭 わくわく美術展入賞作品

は じ め に

平成19年4月に特別支援教育が本格実施となってから、約15年経ちます。障害のある幼児児童生徒に対する、それまでの特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への大きな転換でした。特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校（園）において実施されるものであります。

本県では、平成15年度から特殊教育及び特別支援教育に係る総合整備計画を策定しております。秋田県特別支援教育総合整備計画（平成21年度～平成24年度）の期間には、「障害者権利条約批准」「障害者基本法改正」「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」、第二次秋田県特別支援教育総合整備計画（平成25年度～平成29年度）の期間には、「就学に係る政令改正」「障害者差別解消法制定」、第三次秋田県特別支援教育総合整備計画（平成30年度～令和4年度）の期間には、「新学習指導要領実施」「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」など多くの動向がありました。いずれの期間においても、国や本県の動向、県内特別支援教育の現状と課題を踏まえながら、特別支援教育を着実に推進してまいりました。

今年度は、第三次秋田県特別支援教育総合整備計画の最終年度となり、これまでの成果と課題を踏まえながら、次期計画である第四次秋田県特別支援教育総合整備計画（令和5年度～令和9年度）の策定に向けて準備を進めてまいりました。この間、外部検討委員会による協議、各地域における説明会、パブリックコメントを実施し、県民の皆様から幅広くご意見をお寄せいただき、このたび本計画を策定いたしました。

本計画では、これまでの基本理念「自立と社会参加」に、特別支援教育の基本となる考え方「一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」を加えております。また、全ての学校（園）での指導・支援の充実のためには、「教職員の特別支援教育に関する専門性の向上」や「切れ目ない支援に向けた関係機関の連携強化と特別支援教育への理解推進」が一層必要であり、計画の柱として新設いたしました。

障害のある幼児児童生徒など一人一人の自立と社会参加に向けて、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実が図れるよう、各学校（園）・家庭・地域・関係機関の連携により、本計画を基に特別支援教育を着実に進めてまいります。特別支援教育に関わる方々のみならず、県民の皆様のご理解とご協力もお願いいたします。

令和4年12月

秋田県教育委員会

目 次

<u>第1章</u>	<u>計画の基本的な考え方</u>	1
1	基本理念	2
2	趣旨	2
3	期間	2
4	策定上の留意事項	2
5	進行管理	2
6	構成	3
<u>第2章</u>	<u>計画の策定に係る動向と第三次総合整備計画の成果及び課題</u>	5
1	計画の策定に係る動向	6
	(1) 本県における障害のある幼児児童生徒の状況	
	(2) 国の主な動向	
	(3) 本県の主な動向	
2	第三次秋田県特別支援教育総合整備計画の成果及び課題	9
<u>第3章</u>	<u>計画の4つの柱の内容</u>	14
I	幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中・義務教育学校、 高等学校における特別支援教育の推進	18
II	特別支援学校における教育の充実	25
III	教職員の特別支援教育に関する専門性の向上	32
IV	切れ目ない支援に向けた関係機関の連携強化と特別支援教育への 理解推進	36
<u>資 料</u>		
1	本県の各学びの場における幼児児童生徒数等の推移	40
2	障害種に応じた学びの場と学習指導の充実	46
3	秋田県特別支援教育総合整備計画の変遷	53
4	国及び本県の主な資料	56

※第1章と第2章の最後、第3章の各柱の最後に、用語説明を示しています。

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

自立と社会参加
～一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実～

2 趣旨

障害のある幼児児童生徒などの自立と社会参加に向けて、インクルーシブ教育システム(*1)の理念を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の全ての学校（園）において、一人一人の教育的ニーズ(*2)に応じた指導・支援の充実を図ります。また、通常の学級、通級による指導(*3)、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実・整備と教職員の専門性の向上を図るとともに、切れ目ない支援に向けた関係機関との連携強化及び特別支援教育への理解推進を図ります。

3 期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

4 策定上の留意事項

- (1) 第三次秋田県特別支援教育総合整備計画（平成30年度～令和4年度）の成果と課題を踏まえます。
- (2) 国及び本県の特別支援教育や関係する動向を反映させます。
- (3) 第3期あきたの教育振興に関する基本計画（令和2年度～令和6年度）及び新秋田元気創造プラン（令和4年度～令和7年度）に基づき、特別支援教育の具体的な方向や施策を示します。
- (4) 各年度の教育委員会施策及び学校教育の指針(*4)に反映させます。
- (5) 秋田県教職キャリア指標(*5)及び各年度の秋田県教職員研修体系に基づき、研修を実施します。

5 進行管理

- (1) 外部委員による第四次秋田県特別支援教育総合整備計画推進協議会や、必要に応じて課題対応に向けた推進協議会の部会を設置し、各年度の円滑な実施及び評価、改善等について協議します。
- (2) 教育庁内の関係各課及び総合教育センターの担当者による事務局の会議を設置し、定期的に進捗状況の共有と施策の評価・改善を図ります。
- (3) 各特別支援学校では、本計画を踏まえて「教育プラン」（5か年計画）を策定し、各校の実態に応じた特色ある取組を展開します。
- (4) 推進協議会、部会、事務局会議、教育プラン等の評価や国及び本県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画全体の見直しを図ります。

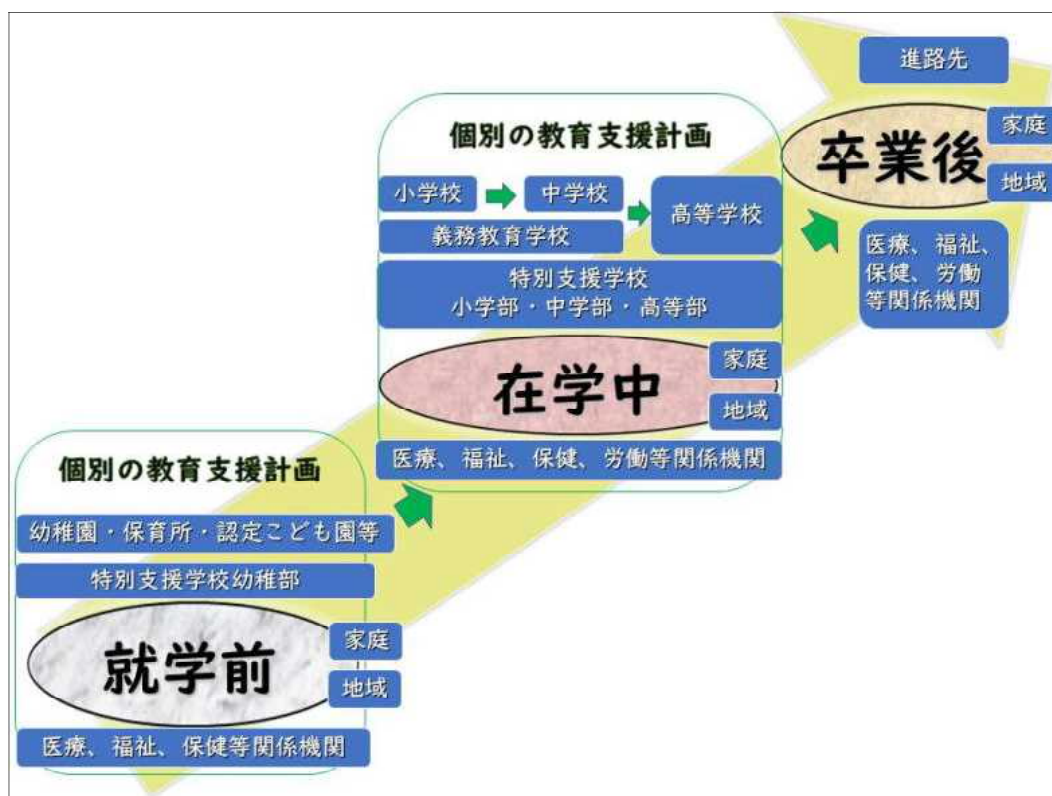
6 構成

本計画の内容は、次の4つを柱として構成し、柱ごとに基本方向、重点施策、施策内容を示しています。

- I 幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中・義務教育学校、高等学校における特別支援教育の推進
- II 特別支援学校における教育の充実
- III 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
- IV 切れ目ない支援に向けた関係機関の連携強化と特別支援教育への理解推進

4つの柱の設定に当たっては、下図を参考にしました。まずは、各学校（園）における障害のある幼児児童生徒など一人一人の学びを中心に考え、柱のⅠとⅡを設定しました。次に、各学校（園）で指導・支援に当たる教職員の専門性について柱のⅢ、さらに各学校（園）での取組や個別の教育支援計画(*6)の活用による一人一人の生活全体を、切れ目なく支援する関係機関との連携、県民の理解について柱のⅣとしました。

なお、通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校と障害種の関係については、資料2（47ページ）をご覧ください。



切れ目ない支援に係るイメージ図

*1「インクルーシブ教育システム」

人間の多様性等の尊重の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。

*2「教育的ニーズ」

障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月 文部科学省）では、「教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。」と示されている。

*3「通級による指導」

大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。

*4「学校教育の指針」

各年度の本県学校教育の基本方針や学校教育共通実践課題等を示したものであり、本県教職員にとって手引きの役割を果たしている。「学校教育の指針」（冊子版）と「学校教育の指針 年度の重点」（パンフレット版）がある。

*5「秋田県教職キャリア指標」

教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成29年4月1日施行）により、公立の小・中学校等の校長及び教員の資質向上に関する指標を策定することが示された。平成30年3月に「秋田県教員育成指標」を策定し、指標に基づき各研修を行っている。令和3年度に名称を変更した。

*6「個別の教育支援計画」

家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うために作成する計画である。

※ 本県ではこれまで、「個別の教育支援計画」について関係部局・機関との連携強化と協働を推進する観点から「個別の支援計画」としてきたが、「個別の支援計画」は国が示す各機関共通の名称であり、それを踏まえて各機関の名称がある。よって、名称を混同しないよう、教育機関では国が示す「個別の教育支援計画」を令和5年度から使用し、関係部局・機関との連携強化と協働については引き続き推進していく。

第 2 章

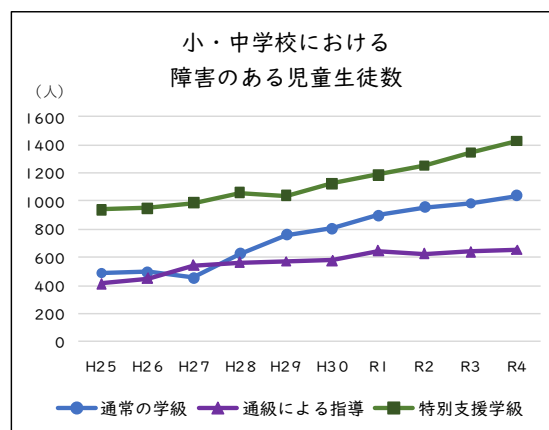
計画の策定に係る動向と 第三次総合整備計画の成果及び課題

I 計画の策定に係る動向

(1) 本県における障害のある幼児児童生徒の状況

本県では近年、障害のある幼児児童生徒の数が増加傾向にあります（詳しくは、資料Ⅰ 40ページから参照のこと）。小・中学校では特に、通常の学級と特別支援学級で増加しています（通常の学級は障害の診断のある児童生徒数：H25 490人 → R4 1,037人）（特別支援学級：H25 939人 → R4 1,428人）。高等学校では、発達障害のある生徒の数が増加しています。特別支援学校では、学部による増減はありますが、概ね横ばいとなっています。

通常の学級においても、障害のある幼児児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍している可能性があります。そのことを前提に、全ての教職員が特別支援教育について十分理解し、実践することが求められます。



県・特別支援教育課調べ

(2) 国の主な動向

ここ(2)と次の(3)では、第三次秋田県特別支援教育総合整備計画の期間の主な動向を取り上げます。

国の特別支援教育に関する主な動向は次のとおりであり、その中から3点について概要を示します。

国の特別支援教育に関する主な動向

年月	名 称
平成29年3月	幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領 公示
平成29年4月	特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 公示
平成30年3月	高等学校学習指導要領 公示
平成30年4月	「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化」の改正について（事務連絡）
平成30年5月	教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）
平成30年8月	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知） ※個別の教育支援計画を省令に規定
平成31年2月	特別支援学校高等部学習指導要領 公示
令和元年7月	障害者の生涯学習の推進方策について（通知）
令和3年1月	新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告
令和3年1月	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）
令和3年6月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 公布
令和3年6月	「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）
令和4年3月	特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）
令和4年4月	特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）
令和4年8月	国連障害者権利委員会による障害者権利条約に係る対日審査

① 学習指導要領(*1)の改訂

改訂された小学校・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領では、総則に新設された「児童生徒の発達の支援」の中で、「障害のある児童生徒などへの指導」について詳しく示されています。また、各教科・科目等においては、「障害のある児童生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」が新たに示されています。

改訂された特別支援学校学習指導要領では、基本的な考え方として「障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視」「障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実」などが示されています。

② 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」における新時代の特別支援教育の在り方（令和3年1月）

基本的な考え方として、「特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化」し、「通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進」することが示されています。

主な内容として、「障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」「特別支援教育を担う教師の専門性向上」「関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実」が示されています。

③ 「障害のある子供の教育支援の手引」の発行（令和3年6月）

平成25年に作成された「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」の内容の充実を図るため、令和3年に名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更し、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう改訂しています。

主な内容として「障害のある子供の教育支援の基本的な考え方」「就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス」「障害の状態等に応じた教育的対応」など、多くの参考資料が掲載されています。

(3) 本県の主な動向

① 主な計画における内容

次に示す計画の内容は、平成30年度以前からのインクルーシブ教育システムや特別支援教育に係る国の動向を踏まえています。

第3期あきたの教育振興に関する基本計画では、施策の柱として「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実」「共生社会の形成に向けたインクルー

シブ教育システムの構築」を示しています。また、新秋田元気創造プランでは、戦略6「教育・人づくり戦略」の中で、施策の方向性として「一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」「インクルーシブ教育システムの推進」を示しています。

第2次秋田県障害者計画（令和3年度～令和8年度）では、基本目標Ⅰ「誰もが共生する社会」の重点課題Ⅰ「障害への理解促進」の施策「子どもへの理解促進」「教育人材の充実」、基本目標Ⅱ「安全・安心な生活環境」の重点課題4「バリアフリー社会の推進」の施策「心のバリアフリー」、基本目標Ⅳ「社会参加と自立」の重点課題9「社会的・経済的自立の支援」の施策「総合的な就労支援」と重点課題10「文化芸術及びスポーツ活動等」の施策「生涯を通じた多様な学習活動の充実」を示しています。

② 関係条例における内容

次に示す条例の内容は、人権教育における課題としても位置付けています。

秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例（平成31年4月1日施行）では、第25条（教育の推進）において「県は、障害を理由とする差別の解消を推進する上で教育が果たす役割が重要であることに鑑み、幼児、児童、生徒及び学生に対し障害及び障害者についての理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする」などを規定しています。

秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（令和4年4月1日施行）第9条に基づく「多様性に満ちた社会づくりに関する指針」では、障害を理由とするものの差別等の具体例と判断に当たって配慮すべき点の根拠として、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例を示しています。

③ 学校教育の指針における内容

改訂された学習指導要領の特別支援教育に係る記載の新設・充実を踏まえて、学校教育の指針の、全教育活動を通して取り組む教育課題の一つとして、令和3年度に特別支援教育のページを新設しました。重点事項として「一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」「新学習指導要領を踏まえた教育課程の編成と実施」「管理職のリーダーシップによる校（園）内支援体制の機能強化と全教職員の理解・取組」を示しています。

また、「学校教育の指針 令和4年度の重点」には、自立と社会参加を目指す幼児児童生徒の姿として「学習に興味・関心や意欲、目標をもち、自己の力を可能な限り発揮することができる。」「活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができる。」ことを示しています。

2 第三次秋田県特別支援教育総合整備計画の成果及び課題

実施5年間（平成30年度～令和4年度）は、先述した国及び本県の動向など様々な動きがありました。特に、改訂された小学校・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領において、特別支援教育に係る内容が大幅に拡充したことは、教職員の認識の変化につながっています。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催は、障害者理解の推進を大きく後押ししました。さらに、国のGIGAスクール構想やコロナ禍により、ICTの活用が急速に進んでいます。

このような背景の中で実施してきた主な成果と課題は、次のとおりです。また、各重点施策の成果と課題については、次のページに示しています。

（1）成果

○柱Ⅰ「特別支援教育推進のための体制整備」

- ・通常の学級と特別支援学校における交流及び共同学習(*2)では、障害理解授業を併せた実施により、効果的取組の推進が図られた。
- ・高等学校3校への通級指導教室の設置と、秋田きらり支援学校内への病弱教育サポートセンターの設置により、学びの場の整備が図られた。

○柱Ⅱ「幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実」

- ・「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン」に基づく新任特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援教育コーディネーター(*3)地区別連携協議会により、校（園）内支援体制(*4)の充実に向けた整備が図られた。
- ・学校と放課後等デイサービス(*5)事業所の連携促進に係る研修会や会議により、関係機関との連携による具体的取組の推進が図られた。

○柱Ⅲ「特別支援学校における教育の充実」

- ・実践的職業教育推進事業や就労・職場定着促進事業により、中学部・高等部生徒の職業教育の充実と高等部卒業生の職場定着の促進が図られた。
- ・校舎の改築やスクールバスの更新など概ね計画どおりに進めることができ、学校施設等の整備が図られた。

（2）課題

- ・各校種や各学びの場の現状と課題を踏まえた特別支援教育の推進
- ・全教職員の特別支援教育への理解・取組と担当教職員の専門性の向上に資する研修の充実
- ・切れ目ない支援に向けた個別の教育支援計画の活用による関係機関との連携強化
- ・特別支援教育や障害に関する一層の情報発信による県民の理解推進

柱	基本方向	重点施策	成果と課題
I 特別支援教育推進のための体制整備	1 特別支援教育の理解と推進	(1) 全ての地域において関係機関同士の連携を推進します。 (2) 障害のある児童生徒等が、地域の方々とともに活動する場づくりを進めます。 (3) 特別支援教育に関する情報発信を積極的に進めます。	● 個別の支援計画の作成率は、年度によって増減がある。関係機関との連携推進には、作成・活用を通じた目的の理解が必要である。 ○ 各特別支援学校の地域と関わる活動は、コロナ禍でも工夫しながら実施できた。 ● 各特別支援学校の地域との合同避難訓練の実施割合は、コロナ禍で減少した。防災教育と併せて進める必要がある。 ○ オリパラもあり、ボッチャ競技等は理解推進に効果があった。 ● 第四次総合整備計画策定等の機会を生かし、効果的な情報発信が必要である。
	2 早期からの相談や支援の充実	(1) 障害のある幼児に対する早期からの就学相談や一貫した支援を図ります。	○ 21市町村で就学支援シートを作成し、入学後の会議を行う市町村が増加するなど、取組が進んだ。 ● 就学先決定に係る手続きの流れや個別の支援計画の理解・活用の促進も、併せて必要である。
	3 交流及び共同学習の推進	(1) 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進します。 (2) 小・中学校等における障害理解教育を推進します。	○ 通常の学級と特別支援学校の交流及び共同学習は、計画的に実施でき、障害理解授業を併せた実施が効果的であった。 ● 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実を図る必要がある。 ○ 障害理解授業の実施回数は、推進指標を達成した。 ● 県障害福祉課発行の障害理解に係る副読本（小4向け、中3向け）等の活用推進、保護者・一般県民への障害理解の活動推進が必要である。
	4 担当教員の専門性の向上	(1) 研修の充実や関係機関との連携により、特別支援学級及び通級指導室の担当者等の専門性の向上を図ります。 (2) 特別支援学校及び特別支援学級等担当教員の免許保有率の向上を図ります。 (3) 校種間の人事交流や長期実践研修等を通じ、担当教員の資質向上を図ります。	○ 特別支援教育セミナーや特別支援学級スキルアップ授業研修等は、ニーズに応じて実施できた。 ● 担当教員の専門性の向上に向けて、各学級の場の課題を踏まえた研修に改善する必要があり、令和4年度から実施している。この研修を継続し、改善・充実を図る必要がある。 ○ 免許状の取得促進に向け、特別支援学校には取得計画の提出を求め、進捗状況を確認している。 ● 各免許状保有率の増減はあるが、推進指標にはいずれも至っていない。 ● 免許取得の働き掛けを継続するとともに、特別支援教育に関する研修を通して実践的指導力の向上を図る。 ○ 人事交流は計画通り実施できた。 ○ 長期実践研修はオンライン研修もあったが、所期の目的を達成した。 ● 研修成果の共有により、学校全体の専門性向上につなげていく必要がある。
	5 教育的に多様な学びの場の整備	(1) 児童生徒の障害等に合わせた学びの場を推進します。	○ 通級指導教室は高等学校3校に設置するなど、ニーズを踏まえて整備した。 ○ 病弱教育サポートセンターの設置により、病弱教育に係る相談が増加している。 ● 病弱教育のネットワークを、関係機関や地域の特別支援学校との連携により、一層強化していく必要がある。

※○ 成果 ● 課題

柱	基本方向	重点施策	成果と課題
Ⅱ 幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実	1 校内支援体制の機能強化	(1) 管理職をはじめ、全ての教職員が特別支援教育に関する研修を継続的に受ける機会を設け、特別支援教育に関する校内支援体制の充実を図ります。	○令和3年度学校教育の指針の「全教育活動を通して取り組む教育課題」に特別支援教育を初めて位置付けた。特に、管理職の理解・活用を一層進め、校（園）内支援体制の充実を図る必要がある。 ●校（園）内研修実施率は、年度によって増減がある。経年での変化を分析し、一層の実施と内容の充実に向けた対策を検討する必要がある。
		(2) 特別支援教育支援員に係る研修を充実します。	○特別支援教育支援員が主に配置される通常の学級の担任の意識や主体的取組を促す研修を行う必要があり、令和4年度から実施している。 ●特別支援教育支援員に係る市町村教育委員会の研修状況を把握し、効果的に行う必要がある。
		(3) 校内委員会や特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の強化を図ります。	○新任特別支援教育コーディネーター研修会は「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン」に基づき、オンラインも活用して実施できた。 ●特別支援教育に係る年間計画を活用し、校（園）内支援体制が機能・強化しているか、状況把握が必要である。
	2 関係機関との連携による支援の充実	(1) 就学前から卒業後まで、幼児児童生徒のライフステージに応じた継続的な支援ができるよう、関係機関を繋ぐ仕組みを作ります。	○特別支援教育コーディネーター地区別連携協議会はコロナ禍による中止もあったが、小・中学校間連携による引継ぎは、浸透してきた。 ●教育と福祉など、関係機関との連携による効果的な支援や、個別の支援計画の理解と作成・活用の促進は課題である。学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進会議を継続し、取組を発信・共有する必要がある。
		(2) 特別支援学校や通級指導教室及び関係機関との連携により、一人一人の幼児児童生徒への支援を充実します。	●特別支援学校のセンター的機能には、心理検査の実施依頼が多い。実施の目的を明確にし、個別の指導計画の作成や指導・支援の改善・充実につなげる必要がある。また、自校の専門性を整理し、組織的な活用につなげる必要がある。
	3 高等学校における校内支援体制の充実	(1) 高等学校における特別支援教育に係る校内支援体制の充実を図ります。	○高等学校特別支援隊との連携による研修会は、県北を中心に実施校が増加した。 ●高校生学校生活サポート事業校の好事例など、取組を全県で共有し、校内支援体制の充実に生かす必要がある。 ●通級指導教室設置校では、校内支援体制の整備と担当教員の研修を推進する必要がある。
		(2) 高等学校に在籍する発達障害等の生徒の就労支援を充実します。	●就職支援に係る相談が少ない。就労に係る現状と課題を基に、労働・福祉関係機関を効果的に活用し、対象生徒への指導・支援の充実を図る必要がある。

※○成果 ●課題

柱	基本方向	重点施策	成果と課題
Ⅲ 特別支援学校における教育の充実	Ⅰ 専門性の高い教育の充実	(1) 各学校が「教育プラン」を策定し、特色ある教育活動を展開します。	○各学校で「教育プラン」を踏まえた特色ある教育活動を行うことができた。 ●「教育プラン」に係る全教職員の理解と参画が必要である。
		(2) 幼児児童生徒の多様な実態と教育ニーズに対応した教育課程を編成します。	○学習指導要領説明会等の実施に加えて、各分掌部主事・主任の連絡協議会で新学習指導要領の総則等を説明し、運営計画への反映と教育活動に資する取組を促した。
		(3) 教科指導や各教科等を合わせた指導について、実践的な授業力の向上を図ります。	○自立活動に係る指定校研究と授業改善プロジェクト、ICT活用に係る指定校研究を含めた事業により、授業改善を進めることができた。 ●実践的で組織的な研究や授業改善が、引き続き必要である。
		(4) 関係機関や外部専門家との連携により、学習環境の整備と指導の充実を図ります。	○医療的ケア看護師研修会や主治医巡回指導を実施し、安全・安心を第一とした医療的ケアを進めることができた。 ●自立活動の充実に向け、外部専門家の助言を効果的に生かすことや、看護師と自立活動や個別の指導計画について共有することが必要である。
	Ⅱ キャリア教育の充実	(1) 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、キャリア教育や進路指導の充実を図ります。	○実践的職業教育推進事業と就労・職場定着促進事業により、推進拠点校を中心に、職業教育と職場定着を進めることができた。中学部の職業教育も充実してきている。 ●キャリアノート等の活用により、一人一人のキャリア発達を一層促す必要がある。
		(2) 産業界や関係機関等との連携に基づく職業教育の改善とともに就労支援を行います。	●コロナ禍もあり、職業教育フェアへの企業関係者の参加が減少した。労働関係機関・団体と連携し、企業関係者の理解促進や職域開拓など、取組を一層進める必要がある。
	Ⅲ 特別支援学校に特有の機能の充実	(1) 各特別支援学校は関係機関と連携し、地域の特別支援教育に関するセンターとしての機能の充実を図ります。	●特別支援学校のセンター的機能には、心理検査の実施依頼が多いが、個別の支援計画や個別の指導計画の作成・活用など、特別支援学校の専門性を発揮するとともに、新学習指導要領に示された特別の教育課程に係る内容など、基本的な内容を一層情報提供できるようにしていく必要がある。
		(2) 「あきた総合支援の丘」は、全県の特別支援教育の障害児療育の発信や支援に努めます。	○医療療育センターへの派遣教員の業務は、学齢期を基本として進めることができた。 ○病弱教育サポートセンターの設置により、エリア3校が各障害種の教育において、全県域の中核的役割を果たす体制が整った。 ●3校間でノウハウを共有し、生かす必要がある。
	Ⅳ 教育的ニーズに合わせた学校施設等の整備	(1) 地域や各学校の実情に応じて、学校施設の充実を図ります。	○概ね計画どおりに進めることができた。今後も、学校施設等の整備に関し、必要な施策と具体を示していく必要がある。

※○成果 ●課題

*1「学習指導要領」

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程の基準であり、教科書や時間割等はこれを基に作られている。およそ10年に1度、改訂している。

*2「交流及び共同学習」

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒と一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。交流及び共同学習は、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。

*3「特別支援教育コーディネーター」

各学校（園）における特別支援教育の推進のため、校（園）長が指名し、校務分掌に明確に位置付けられる。校（園）内委員会や校（園）内研修など校（園）内の役割のほか、関係機関との連絡調整や保護者の相談窓口の役割を担う。

*4「校（園）内支援体制」

校（園）内支援体制の整備及び必要な取組として、「特別支援教育に関する校（園）内委員会の設置」「実態把握」「特別支援教育コーディネーターの指名」「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用」「教員の専門性の向上」がある。校（園）内支援体制の整備にとどまらず、機能強化を図る必要がある。

*5「放課後等デイサービス」

小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒を対象として、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。



第 3 章

計画の4つの柱の内容

＜柱Ⅰの基本方向と重点施策＞

柱	基本方向	重点施策
Ⅰ 幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中・義務教育学校、高等学校における特別支援教育の推進	1 全ての校種や学びの場に共通する指導・支援の充実	(1) 個々の障害の状態等や学習上の困難さを踏まえた各教科・科目等の授業改善とＩＣＴ活用の推進
		(2) 合理的配慮を明記した個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用・引継ぎの促進
		(3) 将来を見据えたキャリア教育と安心・安全な生活を支える生徒指導・安全教育の充実
		(4) 組織的・計画的な交流及び共同学習と障害理解授業の推進
		(5) 在籍校（園）における病弱教育の理解・取組の推進
	2 各校種や各学びの場における指導・支援の充実	(1) 通級指導教室における地域の特別支援教育の推進に資する指導・支援の充実
		(2) 特別支援学級における児童生徒や学級の実態に応じた特別的教育課程の編成と実施の促進
		(3) 高等学校における個別的教育支援計画を生かした進路指導の充実
		(4) 通常の学級担任と通級による指導担当教員、特別支援学級担任、特別支援教育支援員の連携の促進
	3 管理職のリーダーシップによる校（園）内支援体制の機能強化と全教職員の理解・取組の推進	(1) 各学校（園）の運営計画への特別支援教育の位置付けの促進
		(2) 特別支援教育の年間計画に基づく組織的な取組の推進
		(3) 特別支援教育に関する校（園）内研修の充実による全教職員の理解の推進
	4 教育的ニーズに応じた学びの場の整備の推進	(1) 通級指導教室の整備の推進

＜柱Ⅱの基本方向と重点施策＞

柱	基本方向	重点施策
Ⅱ 特別支援学校における教育の充実	Ⅰ 社会に開かれた教育課程の実現と特色ある教育活動の展開	(1) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用による個々に応じた指導・支援の充実 (2) 地域の資源や教育力を生かした特色ある教育課程の編成と実施の促進 (3) 必要な資質・能力を育む授業改善とＩＣＴの効果的な活用の推進 (4) 幼児児童生徒や各学校（園）のニーズに応じた交流及び共同学習の充実
	Ⅱ 将来を見据えたキャリア教育の充実と生涯学習の推進	(1) キャリア教育全体計画に基づき、個々のキャリア発達を促すキャリア教育の充実 (2) 働く意欲を培う職業教育と主体的な進路選択を促す進路指導の充実 (3) 生涯を通じて学ぶ意欲を育む生涯学習の推進
	Ⅲ 安心・安全な生活を支える生徒指導・防災教育と医療的ケアの充実	(1) 自己有用感や自尊感情を育む生徒指導の充実 (2) 家庭生活や地域生活に生きる防災教育の充実 (3) 保護者等との共通理解に基づく安心・安全な医療的ケアの充実
	Ⅳ 学校の専門性を生かすセンタ－的機能の強化	(1) 専門性を高め、各学校（園）のニーズに応じるための特別支援学校間の連携の強化 (2) 全県域の中核的役割を果たす「あきた総合支援エリアかがやきの丘」の取組の充実
	Ⅴ ニーズに応じた学校施設等の整備・充実	(1) 学校や地域の状況など多様なニーズに応じた学校施設等の整備・充実

＜柱Ⅲの基本方向と重点施策＞

柱	基本方向	重点施策
Ⅲ 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上	1 秋田県教職キャリア指標を踏まえた特別支援教育に関する研修の充実	(1) 秋田県教職キャリア指標の特別支援教育に関する内容の拡充と秋田県教職員研修体系の整備・充実 (2) 秋田県教職員研修体系や関係課所における特別支援教育の研修内容及び研修方法の充実
	2 校種間の計画的な研修人事交流の推進	(1) 各校種における特別支援教育の中核をなす人材の育成に係る研修人事交流の推進
	3 特別支援学校教諭普通免許状の取得及び保有者の配置の促進	(1) 特別支援学校教員の所属校が対象とする特別支援教育領域の当該免許状の取得の促進 (2) 特別支援学級担任及び通級による指導担当教員の特別支援学校教諭普通免許状保有者の配置の促進
	4 特別支援教育を担う教職員の適切な配置と支える外部人材との連携の促進	(1) 教育専門監、センター的機能担当教員、特別支援教育アドバイザーの業務内容の検討と適切な配置 (2) 高等部実習助手、寄宿舍指導員の専門性向上に向けた研修の充実 (3) 高度な専門性を有する特別支援学校教員の養成 (4) 特別支援学校幼児児童生徒の障害の重度化・多様化に対応した外部専門家等との連携の促進

＜柱Ⅳの基本方向と重点施策＞

柱	基本方向	重点施策
Ⅳ 切れ目ない支援に向けた関係機関の連携強化と特別支援教育への理解推進	1 教育と医療、福祉、保健、労働等の関係機関の連携強化	(1) 就学前から就学後まで継続的で一貫性ある教育支援に向けた就学相談・支援の充実 (2) 学校と放課後等デイサービス事業所等の相互理解と支援の共有を図る連携の促進 (3) 安心・安全な医療的ケアに対応する医療機関及び福祉行政等との連携の強化 (4) 生徒のニーズや地域・産業界等の動向を踏まえた事務系等の職域や職場実習先の開拓 (5) 生涯にわたる豊かな生活に向けた学びの場の拡充と活用促進
	2 特別支援教育や障害への理解推進	(1) 特別支援教育や障害に関する情報発信等による県民への理解の推進

I

幼稚園・保育所・認定こども園等、 小・中・義務教育学校、高等学校における 特別支援教育の推進

基本方向

- 1 全ての校種や学びの場に共通する指導・支援の充実
- 2 各校種や各学びの場における指導・支援の充実
- 3 管理職のリーダーシップによる校（園）内支援体制の機能強化と全教職員の理解・取組の推進
- 4 教育的ニーズに応じた学びの場の整備の推進

基本方向Ⅰ 全ての校種や学びの場に共通する指導・支援の充実

重点施策(Ⅰ) 個々の障害の状態等や学習上の困難さを踏まえた各教科・科目等の授業改善とICT活用の推進

【施策内容】

- ・各教科の「『授業改善のための観点』シート」（義務教育課主管）への特別支援教育に係る項目の記載と活用の推進
- ・学校教育の指針（義務教育課主管）の「教科指導」への特別支援教育に係る項目の記載の検討
- ・各学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）の実践研修（特別支援教育課事業、教育事務所・出張所指導主事等訪問）における好事例の蓄積と発信
- ・各学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）におけるICT活用の事例の収集と発信

〈推進指標〉

通常の学級・通級による指導・特別支援学級の実践研修における
ICT活用の事例収集数（累積）

令和5年度 10事例 → 令和9年度 50事例

※実績なし（令和5年度から実施）

重点施策(Ⅱ) 合理的配慮(*1)を明記した個別の教育支援計画及び個別の指導計画(*2)の作成・活用・引継ぎの促進

【施策内容】

- ・新任特別支援教育コーディネーター研修会（特別支援教育課事業）での説明による理解・取組の推進
- ・小・中学校等、高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会（特別支援教育課事業）での事例紹介と協議による取組の促進
- ・特別支援学校のセンター的機能(*3)や小・中学校特別支援チーム(*4)、高等学校特別支援チーム(*4)（特別支援教育課事業、教育事務所・特別支援学校事務局）等の活用による取組の促進
- ・個別の教育支援計画の活用・引継ぎに係る好事例の収集と発信

〈推進指標〉

特別支援学校による学習支援を小・中学校等が受ける際に、
個別の指導計画を活用した小・中学校等の割合

令和５年度 70.0％ → 令和９年度 90.0％

※類似の現状はあるが、令和５年度から新たな指標として推進

重点施策(3) 将来を見据えたキャリア教育(*5)と安心・安全な生活を支える生徒指導・安全教育の充実

【施策内容】

- ・ 全県指導主事等連絡協議会（義務教育課主管）の各部会での検討による学校教育の指針の記載や取組の充実
- ・ キャリア教育実践研究協議会（義務教育課事業）での取組紹介や協議による理解・取組の推進
- ・ 生徒指導や学校安全に係る各会議・研修会（関係課主催：義務教育課、高校教育課、保健体育課）での情報提供や協議による理解・取組の推進
- ・ 学校安全学校訪問（保健体育課事業）同行の特別支援教育課指導主事の情報提供や助言による取組の充実

重点施策(4) 組織的・計画的な交流及び共同学習と障害理解授業の推進

【施策内容】

- ・ 特別の教育課程(*6)の理解を踏まえた通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の推進
- ・ オンラインの活用など間接的な交流を含めた通常の学級と特別支援学校の交流及び共同学習の充実
- ・ 道徳科の教科書や県障害福祉課発行の副読本、文部科学省発行の資料（心のバリアフリーノート）、特別支援学校のセンター的機能の活用等による障害理解授業の推進
- ・ 交流及び共同学習ガイド（特別支援教育課作成）の改訂と活用の推進

重点施策(5) 在籍校（園）における病弱教育の理解・取組の推進

【施策内容】

- ・ 管理職や養護教諭、特別支援教育コーディネーターの会議・研修会（関係課主催：幼保推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課）

での情報提供による理解の推進

- ・ 病弱教育に係る教職員の共通理解を踏まえた校（園）内支援体制の整備
- ・ 病弱教育サポートセンター（県立秋田きらり支援学校内）の計画的な活用による在籍校（園）の主体的取組の推進

基本方向2 各校種や各学びの場における指導・支援の充実

重点施策(1) 通級指導教室における地域の特別支援教育の推進に資する指導・支援の充実

【施策内容】

- ・ 通級による指導新担当教員向け研修の新設による基礎理解の推進
- ・ 通級による指導実践研修（特別支援教育課事業、教育事務所・出張所指導主事訪問）による実践的指導力の向上と在籍学級担任との連携の強化
- ・ 各校種の課題を踏まえた通級指導教室担当者連絡協議会の拡充（全校種対象は特別支援教育課主催、高等学校対象は高校教育課主催）

重点施策(2) 特別支援学級における児童生徒や学級の実態に応じた特別の教育課程の編成と実施の促進

【施策内容】

- ・ 特別支援学級新担任向け研修（総合教育センター）の充実
- ・ 特別支援学級実践研修（特別支援教育課事業、教育事務所・出張所指導主事及び特別支援学校教員訪問）による実践的指導力の向上と特別の教育課程編成への関係教職員の参画の促進
- ・ 通常の学級と特別支援学級における交流及び共同学習の実態調査の実施（義務教育課・特別支援教育課）

重点施策(3) 高等学校における個別の教育支援計画を生かした進路指導の充実

【施策内容】

- ・ 個別の教育支援計画の様式（高等学校版）の作成（高校教育課）と活用の推進
- ・ 県立高等学校長会議（高校教育課主催）での説明や情報提供による理解の推進
- ・ キャリア教育推進協議会（高校教育課主催）における事例紹介や協議による理解・取組の推進
- ・ 高等学校特別支援チーム（特別支援教育課事業、特別支援学校事務局）の相談支援の活用による取組の充実

重点施策(4) 通常の学級担任と通級による指導担当教員、特別支援学級担任、特別支援教育支援員(*7)の連携の促進

【施策内容】

- ・各学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）の実践研修（特別支援教育課事業、教育事務所・出張所指導主事等訪問）の活用による連携の促進
- ・特別支援教育支援員経験3年目までを対象とした研修会（特別支援教育課事業）の充実

基本方向3 管理職のリーダーシップによる校（園）内支援体制の機能強化と全教職員の理解・取組の推進

重点施策(1) 各学校（園）の運営計画への特別支援教育の位置付けの促進

【施策内容】

- ・各校（園）長会（関係課主催：幼保推進課、義務教育課、高校教育課）での説明による理解・取組の促進
- ・管理職を対象とした会議・研修会（関係課主催：幼保推進課、義務教育課、高校教育課、総合教育センター）での特別支援教育を学校（園）運営の中核とした好事例の発表

重点施策(2) 特別支援教育の年間計画に基づく組織的な取組の推進

【施策内容】

- ・管理職を対象とした会議・研修会（関係課主催：幼保推進課、義務教育課、高校教育課、総合教育センター）での説明による理解・取組の推進
- ・新任特別支援教育コーディネーター研修会（特別支援教育課事業）での説明による理解の推進
- ・小・中学校等、高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会（特別支援教育課事業）での事例紹介と協議による取組の推進
- ・特別支援教育校内支援体制ガイドライン（特別支援教育課作成）の改訂と活用の促進

重点施策(3) 特別支援教育に関する校（園）内研修の充実による全教職員の理解の推進

【施策内容】

- ・ 県特別支援教育課や県総合教育センター、文部科学省、教職員支援機構、国立特別支援教育総合研究所発行の資料やデジタルコンテンツの活用による研修の充実
- ・ 特別支援学校のセンター的機能等の関係機関の活用による研修の充実

基本方向4 教育的ニーズに応じた学びの場の整備の推進

重点施策(1) 通級指導教室の整備の推進

【施策内容】

- ・ 小・中学校の通級による指導のニーズに応じた教員の適切な配置（義務教育課）
- ・ 高等学校の通級による指導を担う専任教員の配置の促進（高校教育課）

*1 「合理的配慮」

障害者の権利に関する条約第2条の定義において提唱された概念である。

学校教育における合理的配慮は、障害のある幼児児童生徒が十分に教育を受けられるよう、状況に応じて個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことである。合理的配慮の検討は、学校の設置者及び学校と本人・保護者により、可能な限り合意形成を図りながら行い、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、基礎的環境整備を基に個別に決定し、提供される。なお、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

*2 「個別の指導計画」

障害のある幼児児童生徒などに適切な指導を行うために、個々の実態を的確に把握し、指導目標、指導内容及び指導方法を明確にした計画である。

*3 「特別支援学校のセンター的機能」

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たせるよう、センター的機能として、①教員への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、④医療

・福祉・労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤教員に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能の6点が示されている。

*4「小・中学校特別支援チーム」「高等学校特別支援チーム」

特別な支援を必要とする児童生徒への支援に向けた校内支援体制の充実を図ることを目的に、各専門家（学識経験者や医療・福祉・労働・教育関係者）がチームを組み、支援する取組である。これまでの「専門家・支援チーム」「高等学校特別支援隊」の課題を踏まえて、令和5年度から開始する。

*5「キャリア教育」

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。また、キャリア発達とは、「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」とされている。

*6「特別の教育課程」

特別支援学級の児童生徒の障害の種類や程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが、必ずしも適当でない場合があることから、特別の教育課程によることができると規定されている。

通級による指導においても、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、小・中・高等学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる」と規定されている。

*7「特別支援教育支援員」

教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援に従事する職員であり、年々増加している。学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、令和3年8月に学校教育法施行規則に規定された。



Ⅱ

特別支援学校における教育の充実

基本方向

- 1 社会に開かれた教育課程の実現と特色ある教育活動の展開
- 2 将来を見据えたキャリア教育の充実と生涯学習の推進
- 3 安全・安心な生活を支える生徒指導・防災教育と医療的ケアの充実
- 4 学校の専門性を生かすセンター的機能の強化
- 5 ニーズに応じた学校施設等の整備・充実

基本方向Ⅰ 社会に開かれた教育課程の実現と特色ある教育活動の展開

重点施策(1) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用による個々に応じた指導・支援の充実

【施策内容】

- ・分掌部主事・主任連絡協議会（特別支援教育課主催）における説明や協議による理解・取組の促進
- ・個別の指導計画を活用した各学部における自立活動の指導の改善・充実
- ・個別の生活指導計画(*1)を活用した寄宿舍における生活指導の改善・充実
- ・個別の教育支援計画を活用した放課後等デイサービス事業所との連携の促進

重点施策(2) 地域の資源や教育力を生かした特色ある教育課程の編成と実施の促進

【施策内容】

- ・各校教育プランへの地域の資源や教育力の反映と取組の発信
- ・教育課程に係る研修会・協議会の実施と分掌部主事・主任連絡協議会における説明（特別支援教育課主催）による理解・取組の促進
- ・教育課程及び授業改善に係る研究委嘱の実施（特別支援教育課事業）

重点施策(3) 必要な資質・能力を育む授業改善とICTの効果的な活用の推進

【施策内容】

- ・授業づくりのプロジェクト（特別支援教育課事業）によるロールモデルとなる人材の育成
- ・教育専門監(*2)（特別支援教育）や体育・保健体育授業サポート事業（保健体育課）の活用の推進
- ・各校ICT活用計画に基づく組織的な授業改善の充実とICT活用に係る環境の検討・充実

〈推進指標〉

ICTを活用して指導・支援できる特別支援学校教員の割合
令和5年度 80.0% → 令和9年度 95.0%

※類似の現状はあるが、令和5年度から新たな指標として推進

重点施策(4) 幼児児童生徒や各学校（園）のニーズに応じた交流及び共同学習の充実

【施策内容】

- ・オンラインの活用など間接的な交流を含めた、通常の学級と特別支援学校の学校間交流及び居住地校交流の充実
- ・道徳科の教科書や県障害福祉課発行の副読本、文部科学省発行の資料（心のバリアフリーノート）等と関連させた障害理解授業の効果的な実施
- ・交流及び共同学習ガイド（特別支援教育課作成）の改訂と活用の促進

〈推進指標〉

居住地校交流を行った特別支援学校小学部児童及び中学部生徒の割合
令和５年度 26.0％ → 令和９年度 30.0％

※現状：県・特別支援教育課調べ

令和元年度	令和２年度	令和３年度
29.0％	26.6％	25.0％

基本方向２ 将来を見据えたキャリア教育の充実と生涯学習の推進

重点施策(1) キャリア教育全体計画に基づき、個々のキャリア発達を促すキャリア教育の充実

【施策内容】

- ・キャリア教育全体計画に係る他校種の情報を活用した自校計画の改善・充実
- ・キャリア教育実践研究協議会（義務教育課事業）を通じた各地域の他校種との実践の共有
- ・キャリアノート(*3)等の活用による児童生徒主体の取組の推進

重点施策(2) 働く意欲を培う職業教育と主体的な進路選択を促す進路指導の充実

【施策内容】

- ・事務系等の職域に係る職場の開拓や見学・体験・実習の実施（特別支援教育課事業）
- ・中学部と高等部の連携による職業教育の充実と発信
- ・個別の教育支援計画やキャリアノート等を活用した生徒・保護者との進路相談の充実

〈推進指標〉

特別支援学校高等部卒業生の就職者の割合

令和5年度 41.0% → 令和9年度 45.0%

※現状：県・特別支援教育課調べ

令和元年度	令和2年度	令和3年度
35.5%	37.2%	39.4%

重点施策(3) 生涯を通じて学ぶ意欲を育む生涯学習の推進

【施策内容】

- ・関係分掌部主事・主任連絡協議会（特別支援教育課主催）における各校生涯学習に係る取組の共有と協議
- ・教育施設等のセカンドスクールの利用の推進と利用ガイドの更新（特別支援教育課）
- ・特別支援学校体育連盟及び特別支援学校文化連盟の取組の充実
- ・地域の企業やNPO法人、スポーツ団体、文化芸術団体及び社会福祉法人等と連携した生涯学習に係る取組の推進

基本方向3 安心・安全な生活を支える生徒指導・防災教育と医療的ケアの充実

重点施策(1) 自己有用感や自尊感情を育む生徒指導の充実

【施策内容】

- ・学校教育の指針や生徒指導提要(*4)を踏まえた計画的・組織的な生徒指導の充実
- ・家庭や寄宿舍、関係機関との連携による個別の教育支援計画を活用した生徒指導の充実

重点施策(2) 家庭生活や地域生活に生きる防災教育の充実

【施策内容】

- ・学校安全学校訪問（保健体育課事業）や関係機関等の活用による計画的・組織的な防災教育の充実
- ・合理的配慮を含めた個別の教育支援計画の作成と、家庭や寄宿舍との連携による防災教育の充実

重点施策(3) 保護者等との共通理解に基づく安心・安全な医療的ケア(*5)の充実

【施策内容】

- ・ 学校看護職員による校内外での医療的ケアの実施に必要な体制の整備（特別支援教育課）
- ・ 秋田県特別支援学校の医療的ケア実施の手引（特別支援教育課作成）の改訂

基本方向 4 学校の専門性を生かすセンター的機能の強化

重点施策(1) 専門性を高め、各学校（園）のニーズに応じるための特別支援学校間の連携の強化

【施策内容】

- ・ 自校の専門性の整理とセンター的機能における組織的な活用
- ・ センター的機能推進協議会（特別支援教育課主催）での障害種や地区の課題に係る協議と改善

重点施策(2) 全県域の中核的役割を果たす「あきた総合支援エリアかがやきの丘」(*6)の取組の充実

【施策内容】

- ・ 「あきた総合支援エリアかがやきの丘」の3校と県立医療療育センターとの連携の強化
- ・ 県内の視覚障害教育・聴覚障害教育・肢体不自由教育・病弱教育の中核としての取組（3校に設置の各センター、視覚・聴覚サテライト教室）の充実と情報の発信

基本方向 5 ニーズに応じた学校施設等の整備・充実

重点施策(1) 学校や地域の状況など多様なニーズに応じた学校施設等の整備・充実

【施策内容】

- ・ 特色ある教育活動の実施に向けた校舎の改築・改修の実施
栗田支援学校：基本・実施設計～校舎整備事業
- ・ 老朽校舎の改築・改修に向けた基本構想の策定
横手支援学校、稲川支援学校、比内支援学校かつの校
- ・ 教室不足の解消に向けた検討（※改築・改修事業との整合を図る）
- ・ 更新計画に基づくスクールバスの更新

【資 料】

学校整備の実施状況

年 月	整 備 内 容
平成22年4月	「あきた総合支援エリアかがやきの丘」の開設
平成22年4月	秋田養護学校の閉校に伴い、道川分教室をゆり養護学校に移管
平成22年4月	栗田養護学校に環境・福祉科を設置
平成22年12月	比内養護学校かづの分校・たかのす分校の増築
平成25年4月	大曲養護学校せんぼく分教室の開設
平成26年4月	稲川養護学校高等部棟の増築
平成28年4月	大曲支援学校せんぼく校の開校
平成28年～令和5年	比内支援学校改築
令和3年～5年	栗田支援学校改築基本・実施設計等

*1「個別の生活指導計画」

特別支援学校寄宿舎の生活指導において、障害のある児童生徒に適切な生活指導を行うために、個々の実態を的確に把握し、指導の目標や内容、方法を明確にした計画である。

*2「教育専門監」

学校現場で卓越した力を有する教員の資質能力を活用し、学校の教育力を高めるために配置した秋田県独自の取組である。これまでの特別支援学校教育専門監の担当業務は、主に特別支援教育全般にわたり、校内外で助言等を行っている。

*3「キャリアノート」

キャリア教育に関わる諸活動について、記録し、蓄積することができるポートフォリオ的な教材を、秋田県ではキャリアノートとしている。

わか杉っ子の「キャリアノート」『あきたでドリーム（AKITA de DREAM）』（平成24年度 義務教育課）を特別支援学校でも活用するほか、学校独自で作成しているものもある。

*4「生徒指導提要」

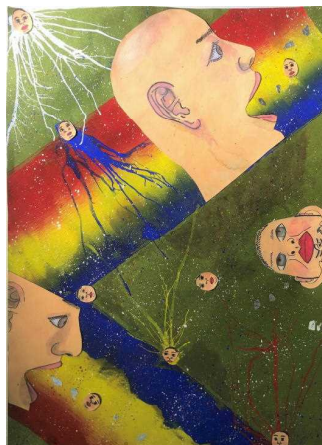
生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、文部科学省が作成したものである。令和4年度に改訂された。

*5「医療的ケア」

本県学校教育では、「主治医の指示のもと、保護者に代わって看護師が行う特定の幼児児童生徒に対する吸引・経管栄養・カニューレの衛生管理その他の日常的な特定の医療行為であり、かつ反復継続的に行われるもの」としている。

*6「あきた総合支援エリアかがやきの丘」

本県の特別支援教育・療育の拠点として、平成22年4月に秋田市上北手（現・秋田市南ヶ丘）に開設した。特別支援学校3校（視覚支援学校、聴覚支援学校、秋田きらり支援学校）と医療療育センターを設置している。



Ⅲ

教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

基本方向

- 1 秋田県教職キャリア指標を踏まえた特別支援教育に関する研修の充実
- 2 校種間の計画的な人事交流の推進
- 3 特別支援学校教諭普通免許状の取得及び保有者の配置の促進
- 4 特別支援教育を担う教職員の適切な配置と支える外部人材との連携の促進

基本方向 1 秋田県教職キャリア指標を踏まえた特別支援教育に関する研修の充実

重点施策(1) 秋田県教職キャリア指標の特別支援教育に関する内容の拡充と秋田県教職員研修体系の整備・充実

【施策内容】

- ・ 秋田県教職キャリア指標（総務課主管）の「本県の教育課題への対応」「マネジメント能力、生徒指導力、教科等指導力（第1～第3ステージ）」への記載と「特別支援教育の推進力（第4ステージ）」の新設
- ・ 拡充した秋田県教職キャリア指標を踏まえた、秋田県教職員研修体系（総務課主管）への反映及び研修全体の評価・改善

重点施策(2) 秋田県教職員研修体系や関係課所における特別支援教育の研修内容及び研修方法の充実

【施策内容】

- ・ 秋田県教職員研修体系の基本研修・専門研修における特別支援教育に係る内容・方法の評価・改善
- ・ 関係課所の他の研修における特別支援教育に係る内容・方法の評価・改善

基本方向 2 校種間の計画的な研修人事交流の推進

重点施策(1) 各校種における特別支援教育の中核をなす人材の育成に係る研修人事交流の推進

【施策内容】

- ・ 小・中学校等と特別支援学校との研修人事交流の充実（義務教育課、特別支援教育課）
- ・ 高等学校と特別支援学校との研修人事交流の推進（高校教育課、特別支援教育課）

〈推進指標〉

高等学校で研修人事交流を行った特別支援学校の教員数（累積）

令和5年度 1人 → 令和9年度 4人

※現状値なし（令和5年度から実施）

基本方向3 特別支援学校教諭免許状の取得及び保有者の配置の促進

重点施策(1) 特別支援学校教員の所属校が対象とする特別支援教育領域の当該免許状の取得の促進

【施策内容】

- ・教員採用試験の受験資格による特別支援学校教諭普通免許状の保有（取得見込みを含む）の促進
- ・免許法認定講習等による障害領域別特別支援学校教諭普通免許状の取得の促進

重点施策(2) 特別支援学級担任及び通級による指導担当教員の特別支援学校教諭普通免許状保有者の配置の促進

【施策内容】

- ・大学等との連携による養成段階からの小・中学校及び高等学校教諭の特別支援学校教諭普通免許状取得の促進
- ・教員採用試験における特別支援学校教諭普通免許状保有者の加点制度の実施

基本方向4 特別支援教育を担う教職員の適切な配置と支える外部人材との連携の促進

重点施策(1) 教育専門監、センター的機能担当教員、特別支援教育アドバイザー(*1)の業務内容の検討と適切な配置

【施策内容】

- ・教育専門監、センター的機能担当教員、特別支援教育アドバイザーによる自校の専門性の整理とセンター的機能における組織的な活用
- ・障害種別教育専門監の配置による特別支援学校教員の専門性向上に向けた取組の充実

重点施策(2) 高等部実習助手、寄宿舍指導員の専門性向上に向けた研修の充実

【施策内容】

- ・高等部実習助手のキャリアステージに応じた計画的・継続的な職務別研修の整備・充実
- ・寄宿舍指導員のキャリアステージに応じた主体的な職務別研修の推進

重点施策(3) 高度な専門性を有する特別支援学校教員の養成

【施策内容】

- ・ 言語聴覚士有資格教員の計画的な養成
- ・ 視覚障害生活訓練等指導員（歩行指導員、点字指導員）有資格教員の計画的な養成

重点施策(4) 特別支援学校幼児児童生徒の障害の重度化・多様化に対応した外部専門家(*2)等との連携の促進

【施策内容】

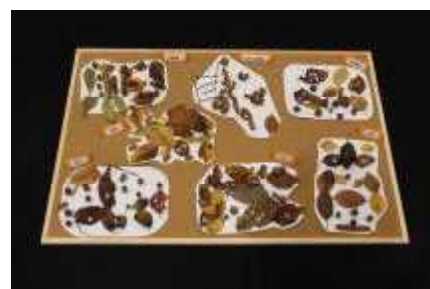
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士との連携による自立活動の指導や職員研修の充実
- ・ 教員業務の支援に係る人材配置の促進

*1「特別支援教育アドバイザー」

県内の小学校に設置した特別支援教育地域センター等で、障害のある幼児児童生徒の就学相談を中心に、相談・支援に当たっている。また、聴覚支援学校には聴覚障害教育担当、秋田きらり支援学校には病弱教育担当の特別支援教育アドバイザーを配置している。

*2「外部専門家」

幼児児童生徒一人一人の課題に応じた自立活動を適切に指導できるように、外部専門家として理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士を配置し、関係教職員への情報提供や助言を行っている。



Ⅳ

切れ目ない支援に向けた 関係機関の連携強化と特別支援教育への理解推進

基本方向

- 1 教育と医療、福祉、保健、労働等の関係機関の連携強化
- 2 特別支援教育や障害への理解推進

基本方向Ⅰ 教育と医療、福祉、保健、労働等の関係機関の連携強化

重点施策(1) 就学前から就学後まで継続的で一貫性ある教育支援に向けた就学相談・支援の充実

【施策内容】

- ・「障害のある子供の教育支援の手引」に基づく各市町村における取組の推進
- ・「就学相談のためのガイド」（特別支援教育課作成）の改訂と活用の促進
- ・就学支援シート(*1)や個別の教育支援計画など、関係する情報資料や計画の整理と活用の促進
- ・教育・保育アドバイザー等（幼保推進課及び市町村配置）と特別支援教育アドバイザー（特別支援教育課配置）の情報共有の推進

重点施策(2) 学校と放課後等デイサービス事業所等の相互理解と支援の共有を図る連携の促進

【施策内容】

- ・モデル市による連携促進会議の継続と取組の発信
- ・各市町村の障害児者の支援体制に係る関係機関連携会議（障害者総合支援協議会、自立支援協議会等）を活用した福祉行政と教育行政、事業所と学校等との連携の強化
- ・「トライアングル研修会」の開催（保護者、学校、放課後等デイサービス事業所等）

重点施策(3) 安心・安全な医療的ケアに対応する医療機関及び福祉行政等との連携の強化

【施策内容】

- ・県医師会や県看護協会、県医療的ケア児支援センターとの連携による学校看護職員の実技研修（特別支援教育課）の充実
- ・各学校（園）の安心・安全な医療的ケア実施に向けた関係機関による相談支援の充実

重点施策 生徒のニーズや地域・産業界等の動向を踏まえた事務系等の職域や
職場実習先の開拓

【施策内容】

- ・労働関係機関や関係部局との連携による事務系等の職域に係る状況把握と
職域・職場の開拓（特別支援教育課）
- ・秋田県教育委員会障害者活躍推進計画を踏まえた職場実習の実施

重点施策(5) 生涯にわたる豊かな生活に向けた学びの場の拡充と活用の促進

【施策内容】

- ・障害者の生涯学習に係る関係機関・関係者による協議及び普及啓発による
学びの場の拡充と理解の促進（生涯学習課）
- ・障害者の生涯学習に係る調査研究及び市町村社会教育担当職員への支援に
よる学びの場の創出（生涯学習課）

〈推進指標〉

障害者を対象とした講座や障害者の参加に配慮した講座を実施した
市町村数（累積）

令和５年度 19市町村 → 令和９年度 23市町村

※現状：県・生涯学習課調べ

令和元年度	令和２年度	令和３年度
15市町村	15市町村	17市町村

基本方向２ 特別支援教育や障害への理解推進

重点施策(1) 特別支援教育や障害に関する情報発信等による県民への理解の推進

【施策内容】

- ・心のバリアフリー推進モデル地区（小学校と特別支援学校の交流及び共同
学習）における障害理解の推進
- ・県特別支援教育課主催の障害理解研修会の開催
- ・県特別支援教育課や各特別支援学校のホームページの活用による情報発信
- ・県障害福祉課との連携による発達障害や障害者差別解消に関する情報発信
- ・「あきた県庁出前講座」（*2）（生涯学習課主管）による理解推進の継続

〈推進指標〉

特別支援教育に係る県教育委員会事業に参加した県民が
特別支援教育課ホームページを閲覧した割合

令和５年度 70.0% → 令和９年度 90.0%

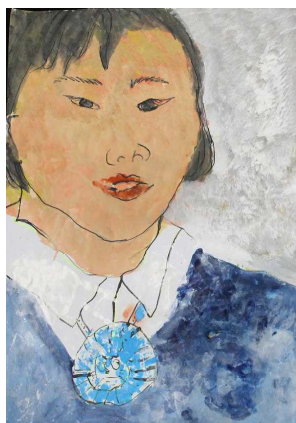
※現状値なし（令和５年度から実施）

*1「就学支援シート」

障害のある幼児の就学に当たり、対象幼児の実態や幼稚園・保育所・認定こども園、療育機関等での工夫、必要な配慮や引き継いでほしいことなどを整理した資料である。「サポートシート」などの名称で作成している市町村もある。

*2「あきた県庁出前講座」

県民に学びの機会を積極的に提供することを目的に、秋田県生涯学習推進本部が主催する事業である。特別支援教育課では令和４年度に、「障害理解のための基礎講座」「障害者スポーツ『ボッチャ』の体験」など、４つの講座を行った。

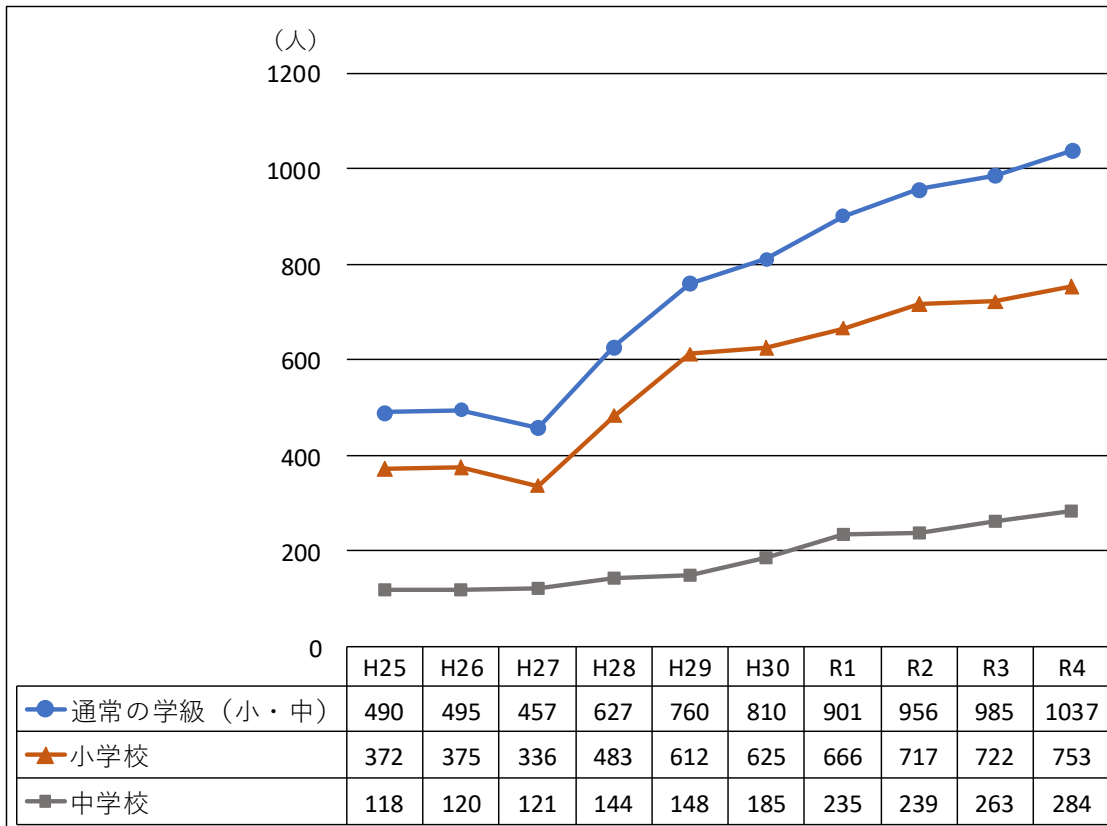


資 料 Ⅰ

本県の各学びの場における
幼児児童生徒数等の推移

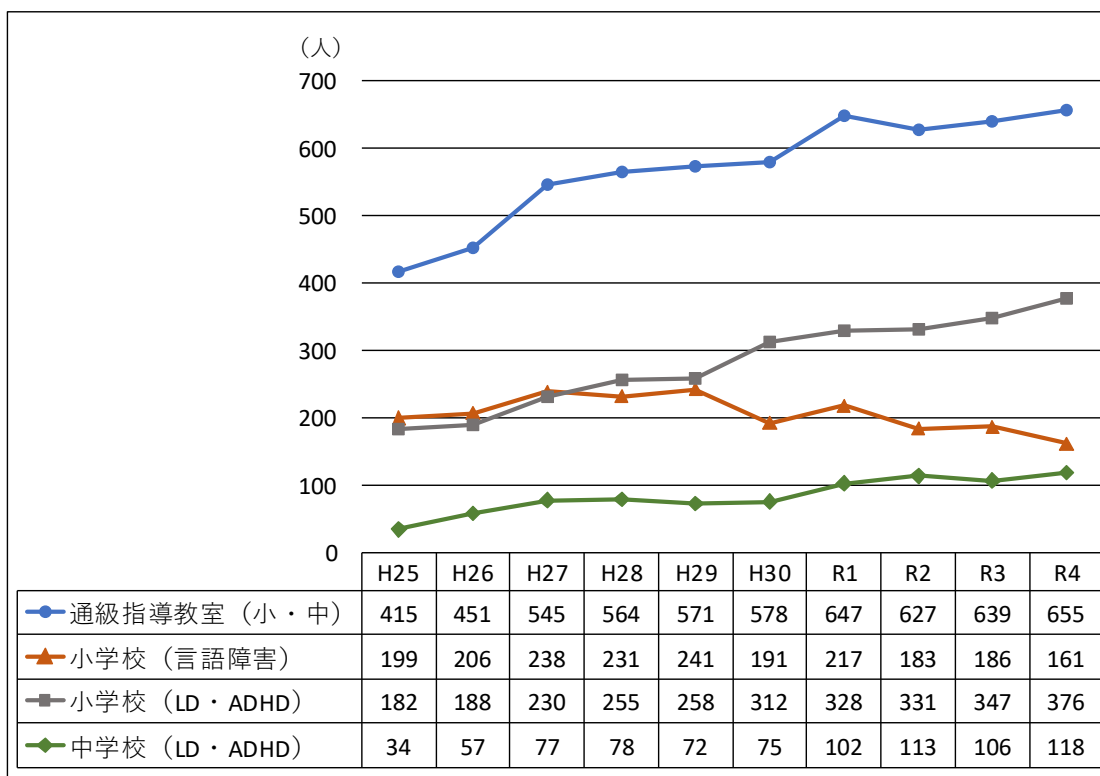
Ⅰ 通常の学級における障害の診断のある児童生徒数（小・中学校）

通常の学級全体の障害の診断のある児童生徒数と
校種別の障害の診断のある児童生徒数



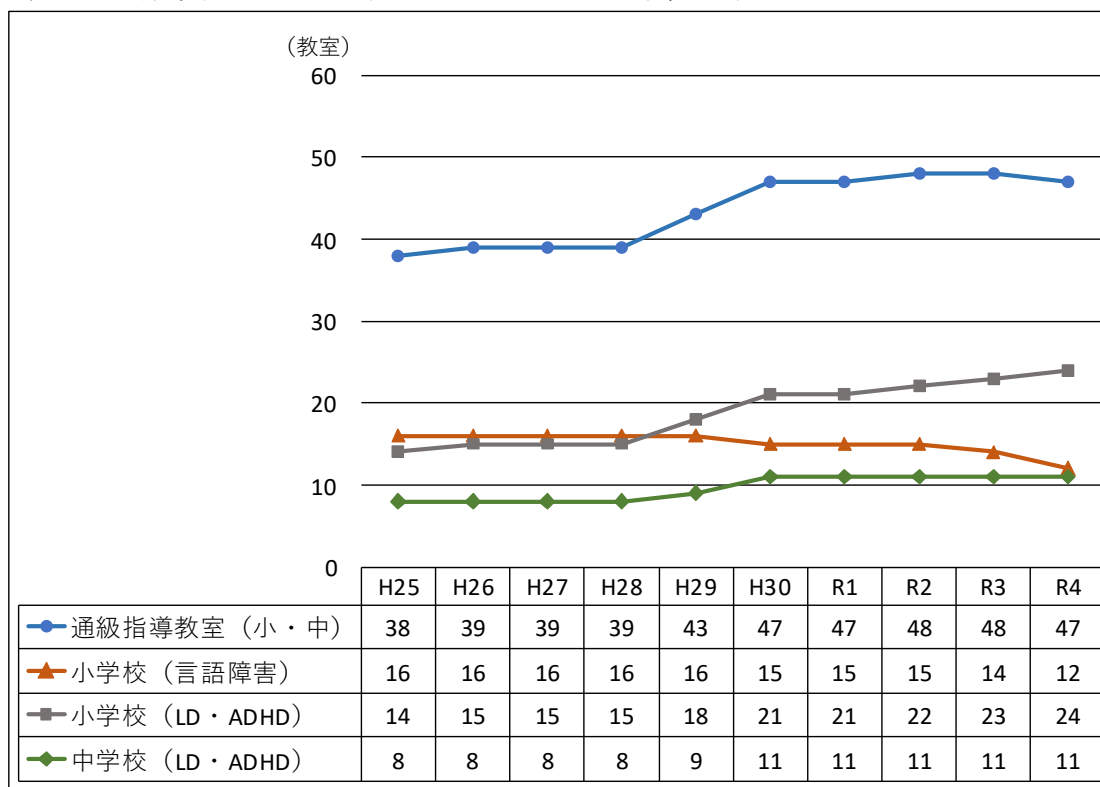
2 通級指導教室を利用する児童生徒数と通級指導教室数（小・中学校）

（1）通級指導教室全体の児童生徒数と校種別・障害別児童生徒数



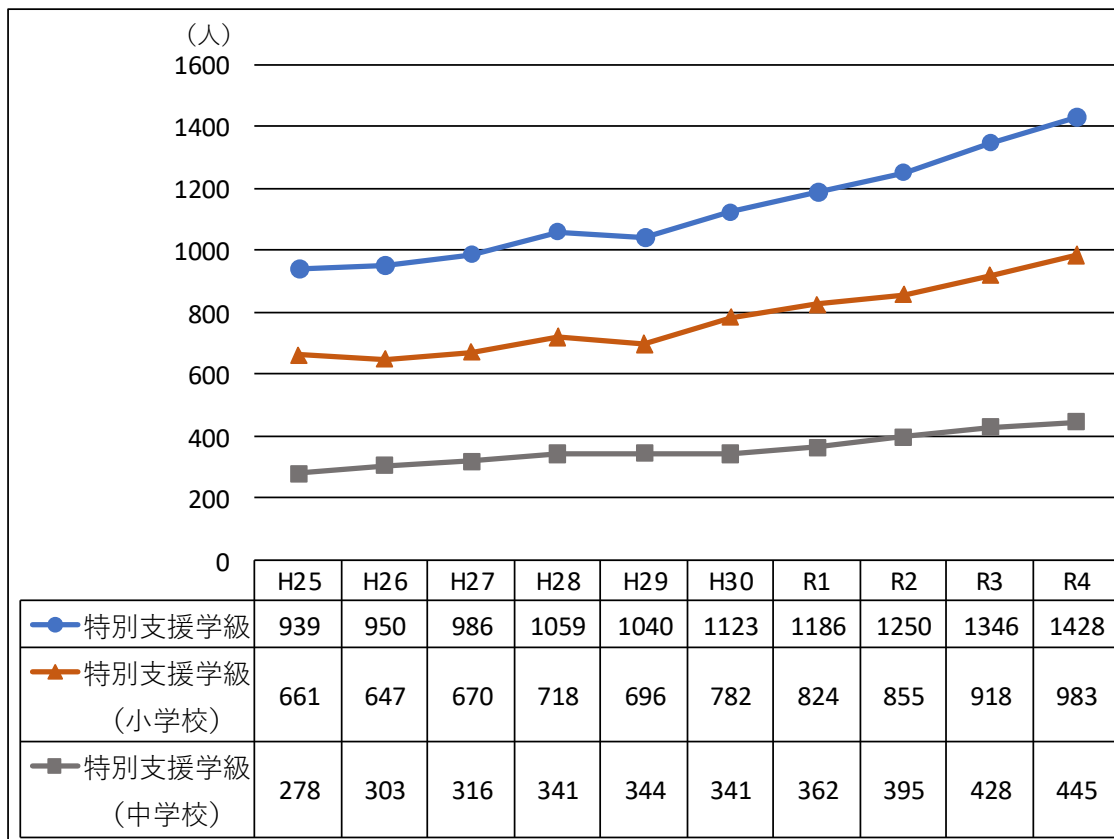
※LD・ADHDは、学習障害・注意欠陥多動性障害の略

（2）通級指導教室全体の教室数と校種別・障害別教室数



3 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

(1) 特別支援学級全体の児童生徒数と校種別児童生徒数



(2) 小学校特別支援学級の障害別児童数

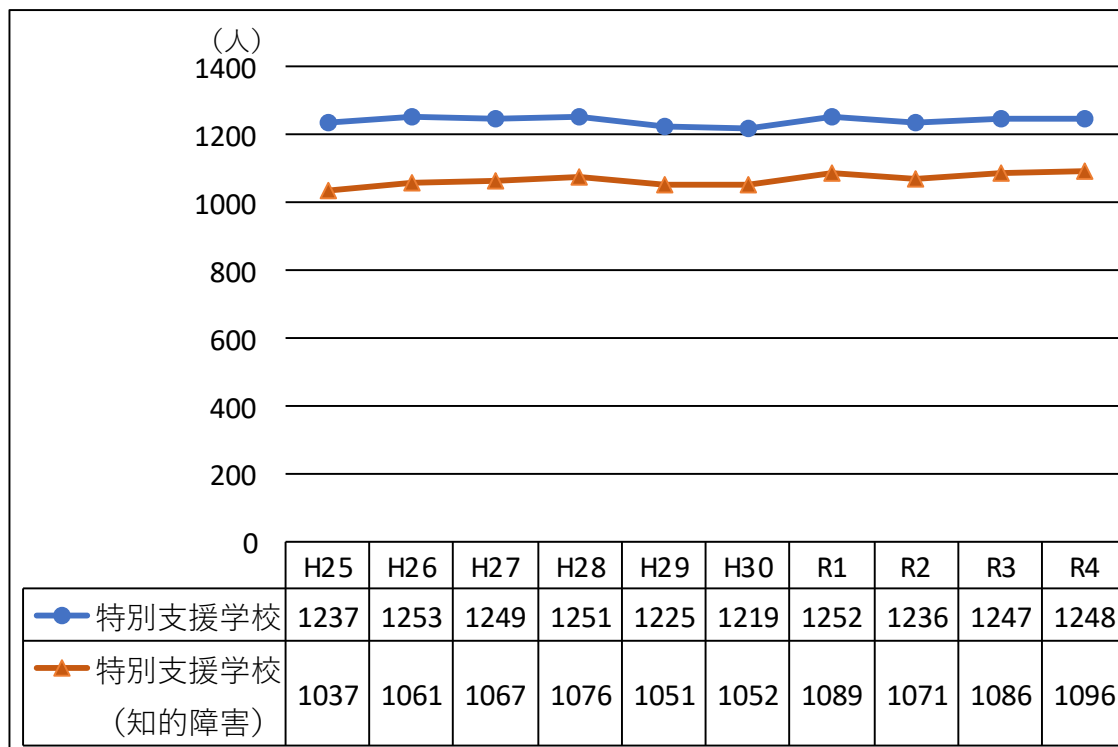
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障害	415	389	372	405	375	431	425	440	460	498
肢体不自由	28	29	28	29	25	25	26	27	26	23
病弱・身体虚弱	11	9	9	13	14	16	23	25	32	38
弱視	6	7	7	8	5	3	3	5	6	5
難聴	25	20	18	19	20	18	25	30	30	28
自閉症・情緒障害	176	193	236	244	257	289	322	328	364	391

(3) 中学校特別支援学級の障害別生徒数

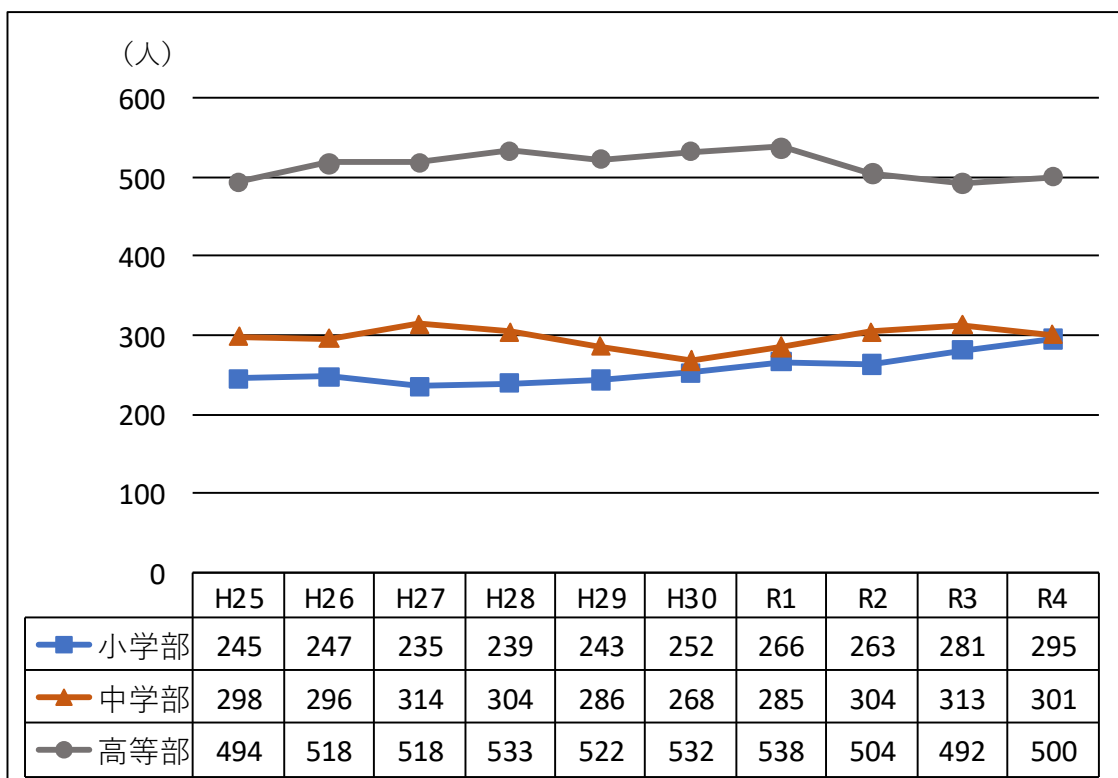
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障害	181	195	184	184	174	177	192	202	205	218
肢体不自由	7	10	11	13	14	14	9	6	10	15
病弱・身体虚弱	5	9	13	14	12	5	2	6	11	15
弱視	3	1	0	0	2	3	3	1	0	1
難聴	7	11	12	16	11	8	7	7	8	13
自閉症・情緒障害	75	77	96	114	131	134	149	173	194	183

4 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の推移

(1) 特別支援学校全体の幼児児童生徒数と特別支援学校（知的障害）の児童生徒数

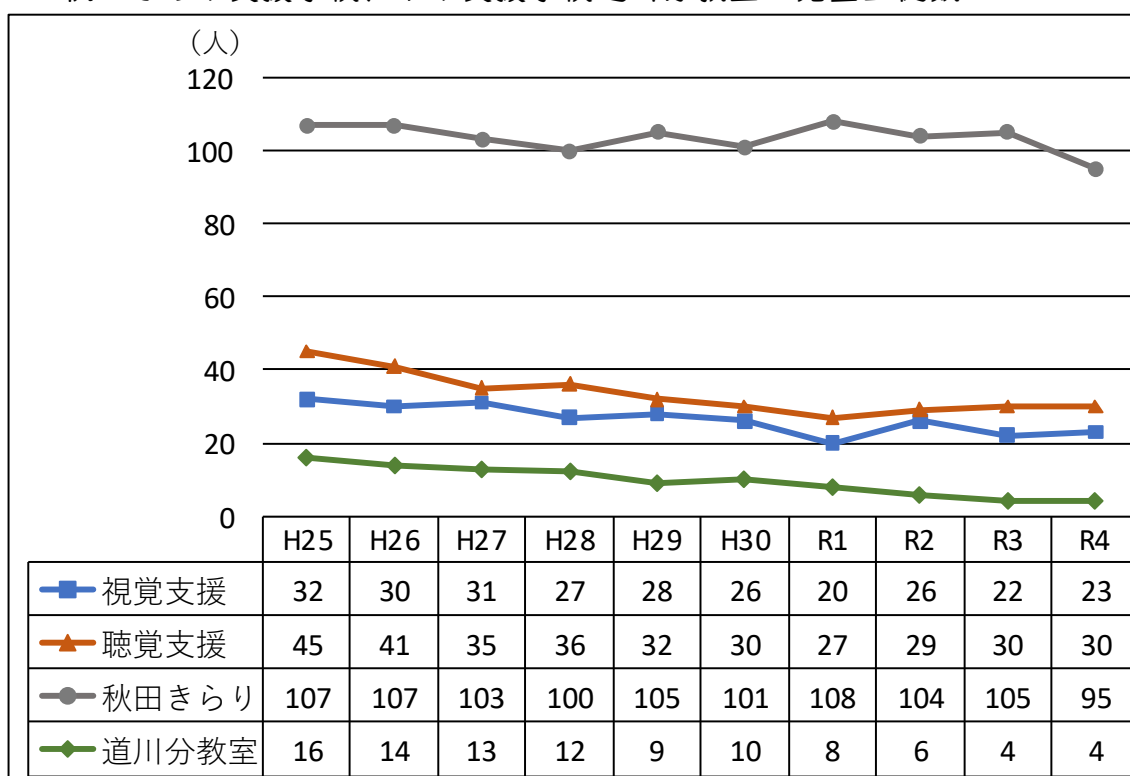


特別支援学校（知的障害）の学部別児童生徒数



(2) 視覚支援学校、聴覚支援学校の幼児児童生徒数と

秋田きらり支援学校、ゆり支援学校道川分教室の児童生徒数



※対応する主障害

- ・ 視覚支援学校（視覚障害）
- ・ 聴覚支援学校（聴覚障害）
- ・ 秋田きらり支援学校（肢体不自由）
- ・ ゆり支援学校道川分教室（病弱及び重度・重複障害）

資 料 2

障害種に応じた学びの場と 学習指導の充実

国の法令等では、障害別に各学びの場での対象と障害の程度を示しており、概要を以下の表にまとめました。

表の内容は、あくまでも一人一人の学びの場を総合的判断する際の判断基準の一つとなっています。よって、各学校・学級への在籍及び通級による指導の利用に係る一人一人の状況は、以下の表と異なる場合があります（障害を併せ有する場合もあります）。

【障害種と主な学びの場】

	通常の学級		特別支援学級	特別支援学校
		通級による指導		
視覚障害	○（弱視）	○（弱視）	○（弱視）	○
聴覚障害	○（難聴）	○（難聴）	○（難聴）	○
知的障害			○	○
肢体不自由	○	○	○	○
病弱・身体虚弱	○	○	○	○
言語障害	○	○	○	
自閉症	○	○	○	
情緒障害	○	○	○	
学習障害	○	○		
注意欠陥多動性障害	○	○		

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省)を基に整理

次のページからは、10の障害のうち5つの障害について取り上げ、県内特別支援学校の概要を示しています。また、特別支援学校の学習指導の充実に向けて、特別支援学校学習指導要領に示されている、各教科の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっての配慮事項を抜粋しました（資料は特別支援学校小学部から引用）。

なお、この内容は他の学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）においても、障害種に応じた各教科の配慮事項として参考になります。

視覚障害を対象とした特別支援学校と学習指導における配慮事項

1 県内特別支援学校（視覚障害）の概要

視覚に障害のある子どものために、県立視覚支援学校があります。点字や弱視レンズ等の視覚補助具で拡大した文字等により、幼稚園、小・中学校等及び高等学校に準ずる教育を行っています。高等部専攻科では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の資格取得を目指した専門教育を行っています。

視覚支援学校に設置している「ロービジョン支援センター」では、視覚に障害のある方への教育相談・支援を行っており、3歳未満の子どもの教育相談やセンター教室での定期的な教育相談にも応じています。県内4地区では、幼児から成人までを対象にした、月1回のサテライト教室を実施し、教育相談や学習支援を行っています。



幼稚園：ルーペを使った観察



小学部：拡大読書器を使った算数の学習



高等部：校外学習での単眼鏡の活用

2 各教科の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっての配慮事項

（視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校）

- (1) 児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- (3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。
- (4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

聴覚障害を対象とした特別支援学校と学習指導における配慮事項

1 県内特別支援学校（聴覚障害）の概要

聴覚に障害のある子どものために、県立聴覚支援学校があります。補聴器や人工内耳を活用して、幼稚園、小・中学校等及び高等学校に準ずる教育を行っています。併せて、音や言葉を聞き分ける学習や、一人一人に応じたコミュニケーション手段の習得のために必要な学習を行っています。高等部専攻科では、産業技術科、情報デザイン科において、専門技術を身に付けるための専門教科を設定しています。

聴覚支援学校に設置している「きこえとことば支援センター」では、聴覚に障害のある方への教育相談・支援を行っており、3歳未満の子どもの教育相談や「通級による指導」も行っています。県内2地区では、難聴のある幼児児童生徒を対象とした、週1回のサテライト教室を行っています。



幼稚園：お店屋さんごっこの言葉のやりとり



小学部：あさのつどいでのお話練習



高等部：オンライン交流での他校生徒への手話の紹介

2 各教科の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっての配慮事項

（聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校）

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

知的障害を対象とした特別支援学校と学習指導における配慮事項

1 県内特別支援学校（知的障害）の概要

主に、知的障害の子どものための教育を行う特別支援学校が、県内には本分校合わせて12校あります。小学部では、基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、具体的な生活場面を通して生活に役立つ言葉や数等の学習を行っています。中学部や高等部では、作業学習や職場・施設で実際に働く体験（産業現場等における実習）等の、将来の社会的自立に向けた実践的・体験的な学習を行っています。県立栗田支援学校高等部には、職業学科もあります。



小学部：ひらがなを書こう



中学部：滑り台をプレゼントしよう



高等部：農園での現場実習

2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いに当たっての配慮事項

（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校）

- (1) 指導計画の作成に当たっては、個々の児童の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮しながら、第1の各教科の目標及び内容を基に、6年間を見通して、全体的な指導計画に基づき具体的な指導目標や指導内容を設定するものとする。
- (2) 個々の児童の実態に即して、教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし、各教科等の内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。
- (3) 個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童が見通しをもって、意欲をもち主体的に学習活動に取り組むことができるよう指導計画全体を通して配慮するものとする。
- (4) 第1章総則の第2節の2の（2）に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳に示す内容について、各教科の特質に応じて適切な指導をするものとする。
- (5) 児童の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。
- (6) 児童の実態に即して自立や社会参加に向けて経験が必要な事項を整理した上で、指導するよう配慮するものとする。
- (7) 学校と家庭等とが連携を図り、児童の学習過程について、相互に共有するとともに、児童が学習の成果を現在や将来の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。
- (8) 児童の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

肢体不自由を対象とした特別支援学校と学習指導における配慮事項

Ⅰ 県内特別支援学校（肢体不自由）の概要

肢体不自由のある子どものために、県立秋田きらり支援学校があります。小・中学校等及び高等学校に準ずる教育や、知的な発達の遅れを併せ有する子どものための教育の他、健康の保持増進、運動・動作やコミュニケーション能力等の向上を目指した教育も行っています。加えて、センター的機能として、肢体不自由教育に係るニーズの把握とネットワークづくりに努め、教育活動支援や教育相談支援、研修支援、情報提供等を行っています。教育活動支援では、各学校（園）等を訪問し、学習面や生活面の支援について一緒に考えながら、課題解決の手掛かりとなる情報を提供しています。

また、県立医療療育センターが隣接しており、病院から通学する子どももいます。家庭や病院等での訪問教育を受けている子ども、日常的に医療的ケアが必要な子どもも多く、医療や福祉等の関係機関と連携した教育活動を行っています。



小学部：一人一人に合わせたルールでの野球



中学部：他県の生徒との遠隔合同学習



高等部：補助具を使った種まき作業

2 各教科の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっての配慮事項

（肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校）

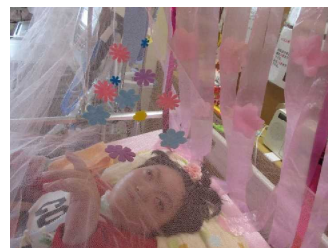
- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

病弱を対象とした特別支援学校と学習指導における配慮事項

1 県内特別支援学校（病弱）の概要

県立秋田きらり支援学校では病気の子どもや体の弱い子どものための教育を行っています。病院（中通総合病院、医療療育センター）に入院して治療を受けている子どもに対しては、訪問教育も行っています。県立ゆり支援学校でも、由利組合総合病院において同様の訪問教育を行っています。また、県立秋田きらり支援学校に設置している「病弱教育サポートセンター」では、入院中や自宅療養中の子どもを支えるために、全県域での教育相談・支援を行っており、病院や在籍する学校（園）との連絡調整や復学までの支援にも応じています。

独立行政法人国立病院機構あきた病院で治療を受けている子どものために、県立ゆり支援学校道川分教室があります。令和4年度で閉室し、令和5年度からは県立秋田きらり支援学校の訪問教育となります。



小学部：触覚や聴覚を生かした学習
～春を感じよう～

2 各教科の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

に当たっての配慮事項（病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校）

- (1) 個々の児童の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 児童の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
- (6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

資 料 3

秋田県特別支援教育総合整備計画の変遷

秋田県特殊教育総合整備計画（平成15年度～平成20年度）前期

平成10年度の秋田県障害児教育推進協議会による建議や、平成11年度の秋田県特殊教育総合整備計画策定委員会による協議等を踏まえ、秋田県特殊教育総合整備計画を策定した。平成15年度から平成24年度までの10年間実施のうち、前期6年間のものである。

（1）基本構想「総合支援による特殊教育の構築」

- ・新しい時代の特殊教育の推進
- ・子どもや地域の実態に応じた学校づくりの推進

（2）主な成果

- ・職業コースの導入や職業学科の検討
- ・養護学校と小・中学校教員の研修人事交流の実施
- ・盲・聾・養護学校のセンター的機能の充実に向けた事業の実施
- ・特殊学級への研修と支援体制の確立

（3）次期計画に向けた主な課題

- ・幼保・小・中学校の特別支援教育に関する支援体制の機能充実
- ・多様な障害種に対応する特別支援学校の施設整備
- ・職業学科、高等支援学校を含めた特別支援学校の職業教育の在り方
- ・全ての校種への研修の推進

秋田県特殊教育総合整備計画【改訂】

秋田県特別支援教育総合整備計画（平成21年度～平成24年度）後期

学校教育法の改正や秋田県こども総合支援エリア基本構想など、多様化する特別支援教育へのニーズや新たな学校制度を踏まえ、中間期評価を行い、平成21年度から後期4年間の重点施策を秋田県特別支援教育総合整備計画と改訂して実施した。

（1）基本理念「総合支援による特別支援教育の推進」

（2）基本目標「新しい時代の特別支援教育の推進」

「子どもや地域の実態に応じた学校づくりの推進」

（3）主な成果

- ・本人、保護者、市町村教育委員会への就学指導に関する支援の実施
- ・特別支援学校のセンター的機能や体育・芸術活動の開催などによる理解啓発の推進
- ・交流及び共同学習に係る関係者への理解啓発の推進
- ・研修人事交流による教員の資質向上や特別支援教育に関する研修会の実施

（4）次期計画に向けた主な課題

- ・就学後の円滑な学校生活につなげるための仕組みづくり
- ・特別支援学校と市町村福祉行政との連携
- ・交流及び共同学習実施両校における明確な教育課程への位置付け
- ・全ての校種における特別支援教育の専門性の向上

第二次秋田県特別支援教育総合整備計画（平成25年度～平成29年度）

あきたの教育振興に関する基本計画を踏まえ、10年間の総合整備計画の成果と課題を検証するとともに、改正された障害者基本法など国の動向も踏まえ、第二次秋田県特別支援教育総合整備計画を策定した。

（１）基本理念「自立と社会参加」

（２）目 的 「一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うという特別支援教育を推進することにより、基本理念である障害のある幼児児童生徒の『自立と社会参加』を実現する。」

（３）３つの柱 Ｉ「特別支援教育推進のための体制整備」

Ⅱ「幼保・小・中・高等学校における特別支援教育の充実」

Ⅲ「特別支援学校における教育の充実」

（４）主な成果

- ・就学支援シートの作成や５歳児健康相談等の推進
- ・専門性の維持・向上を目指した通級による指導担当教員の養成事業の実施
- ・センター的機能の発揮による小・中学校の意識向上
- ・特別支援学校における特色ある職業教育の充実

（５）次期計画に向けた主な課題

- ・個別の支援計画を活用した関係機関とのネットワーク機能の充実
- ・幼保から就学先への一貫した支援体制の構築
- ・小・中・高等学校等の特別支援教育担当教員の養成や資質向上
- ・より支援学校道川分教室の児童生徒減少への対応と病弱教育の補完

第三次秋田県特別支援教育総合整備計画（平成30年度～令和４年度）

基本理念を第二次総合整備計画同様「自立と社会参加」とし、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、障害者差別解消法等の動向を踏まえ、第三次秋田県特別支援教育総合整備計画を策定した。

（１）基本理念「自立と社会参加」

（２）目 的 「一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進することにより、障害のある幼児児童生徒の『自立と社会参加』を実現し、『インクルーシブ教育システム』の理念に基づく共生社会の形成を目指す。」

（３）３つの柱 Ｉ「特別支援教育推進のための体制整備」

Ⅱ「幼・保等、小・中・高等学校における特別支援教育の充実」

Ⅲ「特別支援学校における教育の充実」

※ 成果と課題については、第２章の２を参照のこと。

資 料 4

国及び本県の主な資料

【国の主な資料】

- ・ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html



- ・ 障害者基本法

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>



- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



- ・ 幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領
・ 特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、
特別支援学校高等部学習指導要領

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm



- ・ 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html



- ・ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm



- ・ 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210924-mxt_tokubetu01-000007449_1.pdf



【本県の主な資料】

- ・ 秋田県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応要領

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10644>



- ・ 第3期あきたの教育振興に関する基本計画

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48576>



- ・ 学校教育の指針

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/11674>



- ・ 新秋田元気創造プラン

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63261>



- ・ 第2次秋田県障害者計画

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56638>



- ・ 秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する
条例

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/24636>



- ・ 秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10214>



- ・ 秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63094>



第四次秋田県特別支援教育総合整備計画（案）

令和４年１２月

秋田県教育庁特別支援教育課

〒010-8580 秋田市山王三丁目１－１ 県庁第二庁舎

電話 018-860-5135 FAX 018-860-5136

E-mail tokubetu@pref.akita.lg.jp

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/tokubetu/>